



福井労働局

平成30年12月25日

照
会
先

福井労働局職業安定部職業対策課

課長 森下 歩

課長補佐 谷口 敏樹

地方障害者雇用担当官 翠(みどり) 美香

電話 0776 - 26 - 8613

平成30年 公的機関等における障害者雇用状況の集計結果

福井労働局では、公的機関(県及び市町の機関)の「障害者任免状況」並びに地方独立行政法人(以下「公的機関等」という。)の「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、公的機関等に対し、常時雇用する職員の一定割合(法定雇用率、公的機関等の場合は2.5%、都道府県の教育委員会は2.4%)以上の障害者を雇用することを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、当局が県内の公的機関等からの通報及び報告を集計したものです。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、厚生労働省におけるデータ入力のための作業ツールの不具合により、平成31年3月末までに公表する予定です。

【集計結果の主なポイント】

< 公的機関 > (法定雇用率 2.5%、都道府県の教育委員会は 2.4%)

雇用障害者数及び実雇用率は、次のとおり。

- ・知事部局 : 雇用障害者数 94.5 人(91.5 人)、実雇用率 2.52%(2.39%)
- ・県教育委員会 : 雇用障害者数 130.0 人(124.0 人)、実雇用率 2.31%(2.20%)
- ・県警察本部 : 雇用障害者数 2.5 人(2.0 人)、実雇用率 0.61%(0.49%)
- ・市町 : 雇用障害者数 185.0 人(176.5 人)、実雇用率 1.76%(1.72%)

()内は前年の値

< 地方独立行政法人等 > (法定雇用率 2.5%)

雇用障害者数は対前年同数であるが、実雇用率は前年を上回る。

- ・雇用障害者数 7.0 人(7.0 人)、実雇用率 4.58%(4.26%)

()内は前年の値

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 地方公共団体における在職状況

(1) 福井県の機関（第1表）

福井県知事部局(法定雇用率 2.5%)

在職している障害者の数は、94.5人(前年 91.5人)、実雇用率は、2.52%(前年 2.39%)となっている。

福井県警察本部(法定雇用率 2.5%)（第1表）

在職している障害者の数は、2.5人(前年 2.0人)、実雇用率は、0.61%(前年 0.49%)となっている。

福井県教育委員会(法定雇用率 2.4%) (第1表)

在職している障害者の数は、130.0人(前年 124.0人)、実雇用率は、2.31%(前年 2.20%)となっている。

(2) 市町の機関(法定雇用率 2.5%)（第1・2表）

福井県内各市町の機関(27機関)に在職している障害者の数は、185.0人(前年 176.5人)、実雇用率は、1.76%(前年 1.72%)となっている。

27機関中 15機関が、法定雇用率未達成となった。

2 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人(法定雇用率 2.5%)（第1表）

(1) 福井県立大学

在籍している障害者の数は、7.0人(前年 7.0人)、実雇用率は、4.58%(前年 4.26%)となっている。

地方公共団体等における障害者の在職状況

平成30年6月1日現在

① 機 関	② 機関数	③ 職員総数	④ 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	⑤ 障害者数	⑥ 実雇用率 (%)	⑦ 雇用率達 成機関数	⑧ 達成割合 (%)	⑨ 不足数
福井県知事部局 (2.5%)	1	3,955.5	3,753.5	94.5	2.52	1	100.0	0.0
(前年：2.3%)	1	4,028.0	3,822.0	91.5	2.39	1	100.0	0.0
福井県警察本部 (2.5%)	1	2,162.0	407.0	2.5	0.61	0	0.0	7.5
(前年：2.3%)	1	2,162.0	405.0	2.0	0.49	0	0.0	7.0
福井県 教育委員会 (2.4%)	1	8,055.5	5,639.5	130.0	2.31	0	0.0	5.0
(前年：2.2%)	1	8,065.0	5,646.0	124.0	2.20	1	100.0	0.0
市町の機関 (2.5%)	27	11,886.5	10,504.5	185.0	1.76	12	44.4	72.0
(前年：2.3%)	24	11,640.5	10,237.0	176.5	1.72	11	45.8	56.5
地方独立行政法人 福井県立大学 (2.5%)	1	215.0	153.0	7.0	4.58	1	100.0	0.0
(前年：2.3%)	1	231.5	164.5	7.0	4.26	1	100.0	0.0

注

- 1 機関欄の()内数値は法定雇用率
- 2 各機関の下欄の数値は前年6月1日現在の集計値
- 3 ④欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 4 ⑤欄の「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
また、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。
①平成27年6月2日以降に採用された者であること
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 ⑥欄の実雇用率=⑤/④
- 6 ⑨欄の「不足数」とは、④欄の法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から⑤欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

第2表 市町機関における障害者の在職状況

H30. 6. 1現在

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者数	前年値	③実雇用率	④不足数	前年値	特例認定について	備考
合計	10,504.5	185.0	176.5	1.76	72.0	56.5	8市町	
福井市	2,733.5	45.0	42.0	1.65	23.0	23.0	※特例認定あり	
越前市	470.0	13.0	13.0	2.77	0.0	0.0		
鯖江市	397.0	7.5	5.0	1.89	1.5	4.0		
大野市	434.0	9.5	10.0	2.19	0.5	0.0	※特例認定あり	
勝山市	337.0	9.0	8.0	2.67	0.0	0.0	※特例認定あり	
敦賀市	867.0	15.0	19.0	1.73	6.0	0.0	※特例認定あり	
小浜市	446.5	8.0	6.0	1.79	3.0	4.0	※特例認定あり	
あわら市	405.0	10.0	10.0	2.47	0.0	0.0	※特例認定あり	
坂井市	983.5	11.5	11.5	1.17	12.5	9.5		
永平寺町	223.0	4.0	4.0	1.79	1.0	1.0		
越前町	243.0	6.0	6.0	2.47	0.0	0.0		
池田町	112.0	3.0	0.0	2.68	0.0	2.0		
南越前町	171.0	5.0	5.0	2.92	0.0	0.0		
美浜町	159.0	0.0	3.0	0.00	3.0	0.0		
若狭町	209.0	7.0	3.0	3.35	0.0	1.0	※特例認定あり	平成30年度特例認定
おおい町	237.5	4.0	4.0	1.68	1.0	1.0	※特例認定あり	
高浜町	198.5	2.0	3.0	1.01	2.0	1.0		
市立敦賀病院	334.5	4.0	4.0	1.20	4.0	2.0		
公立小浜病院組合	527.5	9.0	9.0	1.71	4.0	2.0		
坂井市立三国病院	69.5	1.0	1.0	1.44	0.0	0.0		
越前市教育委員会	258.0	3.0	6.0	1.16	3.0	0.0		平成30年11月に障害者数が6名となり雇用率達成となる。
鯖江市教育委員会	172.5	1.0	1.0	0.58	3.0	3.0		
坂井市教育委員会	235.5	0.5	2.0	0.21	4.5	3.0		
永平寺町教育委員会(新規)	92.0	2.0	—	2.17	0.0	—		平成30年より報告対象
越前町教育委員会	59.0	1.0	1.0	1.69	0.0	0.0		
美浜町教育委員会(新規)	66.0	3.0	—	4.55	0.0	—		平成30年より報告対象
高浜町教育委員会(新規)	63.5	1.0	—	1.57	0.0	—		平成30年より報告対象

注

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い（短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする）、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
また、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。
①平成27年6月2日以降に採用された者であること
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- ③欄の実雇用率＝②／①
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- ※特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

民間企業	一般の民間企業 2.2% [2.0%] (45.5人 [50人] 以上規模の企業)
		特殊法人等 2.5% [2.3%] 〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等

○ 国、地方公共団体 2.5% [2.3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)

都道府県等の教育委員会 2.4% [2.2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

()内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

[]内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

平成27年6月2日以降に採用された者であること

平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

除外率制度について

民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成 14 年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成 22 年 7 月 1 日から、すべての除外率設定業種について、除外率を 10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは、平成 16 年 4 月 1 日)

国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成 16 年 4 月 1 日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成 22 年 7 月 1 日から当該除外率を一律 10%引き下げている。